

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

遠賀町長 古野 修

市町村名 (市町村コード)	遠賀町 (384)
地域名	老良地区
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年2月12日 (第2回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

中心経営体にほとんどの農地が集積されているが、営農以外の草刈りや水路整備等の作業負担が増加している。

(2) 地域における農業の将来の在り方

経営者の高齢化等、地域の状況を総合的に勘案しながら、今後も継続的に米や麦等の作付けを維持していけるように調整する。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	27 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	18 ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

地域内の農業振興地域内農用地

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
話し合いにより農地を集積し、地域内の農業の効率化を図っていく。
(2)農地中間管理機構の活用方針
農地中間管理機構を活用し、担い手の経営意向を斟酌し、段階的に集約化を進める。
(3)基盤整備事業への取組方針
基盤整備を行っていない農地について、大規模な基盤整備ではなく排水対策等の小規模な整備を行い、管理しやすいほ場の整備を進めていく。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
関係機関と連携し、地域内外から多様な経営体を募り、意向を踏まえながら担い手として育成していくため、相談から定着まで切れ目なく取り組んでいく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
農協や普及指導センターと連携し、地区の農業の推進を図っていく。地区内で協力して共同作業(水路整備・草刈り)等を行い、中心経営体の営農の維持及びサポート体制を確立する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④輸出	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨その他	

【選択した上記の取組方針】

- ②減農薬・減肥料米の作付けを継続して行う
- ⑦条件の良好でない農地については、荒廃しないように保全管理していく